



雪印パーラーと札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 180037 号)

雪印パーラー と 札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

雪印パーラーは、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組みについて、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1～4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成 30 年 11 月 29 日

株式会社雪印パーラー
代表取締役

長尾 俊一

札幌市
市長

秋元 克広

私たちのマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- グループ会社基準での定期的な検査（拭き取り検査、主たる商品の微生物検査、手指の衛生検査）
- 定期的に検便を実施
- 冷蔵庫、冷凍庫の温度をチェック表により記録